

# e ラーニングサービス利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）には、特定非営利活動法人 情報ネットワーク教育活用研究協議会（以下「当会」といいます）が提供するe ラーニングサービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件、および当会と本サービスを利用される皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

## 第1条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) 「利用者」とは、本規約第3条に基づいて、本サービスの利用者としての登録がなされた法人または個人をいいます。
- (2) 「登録申請者」とは、本サービスの利用を希望し、本規約第3条に基づいて本サービスの利用者としての登録を申請した、法人または個人をいいます。
- (3) 「団体受講管理者」とは本サービスの利用を希望し、本規約第3条に基づいて本サービスの利用者として団体受講を申請した、法人または個人の管理者をいいます。
- (3) 「受講者」とは、e ラーニングを受講する者をいいます。
- (4) 「提供コース」とは、本サービスで提供される個別のe ラーニングコースをいいます。

## 第2条（適用）

- 1 本規約は、当会と利用者との間の、本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 当会が本サービスに関し、本規約に関する個別規定を定めた場合、その個別規定は本規約の一部を構成します。本規約と個別規定の内容が異なる場合には、個別規定を優先するものとします。

## 第3条（登録）

- 1 登録申請者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当会の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます）を当会の定める方法で当会に提供することにより、当会に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
- 2 当会は、当会の基準に従って、登録申請者の登録の可否を判断し、当会が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の利用者としての登録は、当会が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
- 3 前項に定める登録の完了時に、本規約が利用者と当会との間に成立し、利用者は本サービスを本規約に従い利用することができるようになります。
- 4 当会は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
  - (1) 当会に提供した登録情報の全部または一部に虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  - (2) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員を意味します。以下同じ）である、または反社会的勢力等と何らかの交流、関与を行っていると当会が判断した場合
  - (3) 過去当会との契約に違反した者またはその関係者であると当会が判断した場合
  - (4) 本規約第12条に定める措置を受けたことがある場合
  - (5) その他、当会が登録を適当でないと判断した場合

## 第4条（登録情報の変更）

利用者は、登録情報に変更があった場合、当会の定める方法により、変更事項を遅滞なく当会に通知するものとします。

## 第5条（ID・パスワードの付与）

- 1 利用者には、利用者登録の完了通知と同時に、本サービスの利用に必要なIDおよびパスワード（団体受講管理者には管理者用IDおよびパスワードと団体利用者IDおよびパスワード一覧）が付与されます。
- 2 団体受講管理者は、受講者に対して、受講者用IDとパスワードを通知するものとします。なお、受講者用IDの発行上限数は、当会が定めます。

## 第6条（ID・パスワードの管理）

- 1 利用者は、自己の責任において、IDおよびパスワード（団体受講管理者用IDとパスワードを含みます）を適切に管理し、これを第三者に利用させ、または譲渡、貸与、名義変更、売買等をしてはならないものとします。また、団体受講管理者は、受講者に対して受講者用IDとパスワードを適切に管理させるものとします。
- 2 IDおよびパスワード（団体受講管理者用IDとパスワードを含みます）の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、利用者が負うものとし、当会は一切の責任を負いません。
- 3 ユーザーID及びパスワードを利用して行われた本サービス上的一切の行為は利用者の行為とみなします。
- 4 利用者は、本サービス上のアカウントを第三者に対して貸与、譲渡、売買、質入、又は利用される等の行為をすることはできません。

## 第7条（利用期間）

- 1 本サービスの利用期間は、提供コースごとに当会が定めます。
- 2 各コースの利用期間は、利用者登録の完了通知がされた日から開始し、利用者登録の通知がされた日を含む月の1カ年間が経過した月の月末日をもって終了します。

## 第8条（利用料）

- 1 利用者は、当会が定める本サービスの利用料を、当会が定める方法で支払うものとします。
- 2 各コースの利用料は、1年間分一括前払いとします。当会は、いかなる事由があっても、受領した料金は返還しません。
- 3 当会は、本サービスの利用料を、事前の通知をもって変更することがあります。ただし、利用期間途中の利用者に対しては、その利用期間中は変更した金額を適用しません。
- 4 当会は、利用者の同意なく、当会の裁量において本サービスの利用料金を変更することができます。当会は利用料金を変更する前に利用者へ変更を通知します。

## 第9条（禁止事項）

- 1 当会は、利用者による本サービスの利用に際して、以下の各号に定める行為を禁止します。
  - (1) 法令に違反する行為または公序良俗に反する行為または本規約に違反する行為
  - (2) 当会、または本サービスに係る知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、その他の権利または利益を侵害する行為
  - (3) 本サービスを通じ、以下に該当し、または該当すると当会が判断する情報を、当会または本サービスの他の利用者に送信する行為
    - ①コンピューターウィルスその他有害なコンピュータープログラムを含む情報
    - ②当会または本サービスの他の利用者もしくはその他の第三者の名誉あるいは信用を毀損する表現を含む情報
    - ③反社会的な表現や他人に不快感を与える表現を含む情報
  - (4) 本サービスのネットワーク、システム等に過度な負荷をかける行為
  - (5) 当会のネットワーク、システム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
  - (6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - (7) 第三者に成りますます行為
  - (8) 本サービスの他の利用者のIDまたはパスワードを利用する行為
  - (9) 当会、本サービスの利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
  - (10) 反社会的勢力等への利益供与
  - (11) 前各号の行為を直接もしくは間接に惹起し、または容易にする行為
  - (12) その他、当会が不適切と判断する行為

2 前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当会の裁量により行うものとし、当会は判断基準について説明する義務を負いません。

3 当会は、利用者の行為が、第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。

- (1) 本サービスの利用制限
- (2) 本契約の解除による退会処分
- (3) その他当会が必要と判断する行為

4 前項の措置により利用者に生じた損害について、当会は一切の責任を負いません。

## 第10条（権利帰属）

- 1 当会コンテンツに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他一切の知的財産権及びこれらの権利の登録を受ける権利（以下総称して「知的財産権」といいます。）は、当会又は当会がライセンスを受けているライセンサーに帰属し、利用者には帰属しません。
- 2 利用者は、利用者が本サービスの利用を通じて当会に提供する全ての著作物（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）について、目的を問わず、無償かつ無制限に利用できる権利を当会に対して許諾することについて同意します。
- 3 利用者は、方法又は形態の如何を問わず、本サービスにおいて当会から提供される全ての情報及びコンテンツ（以下総称して「当会コンテンツ」といいます。）を著作権法に定める、私的使用的範囲を超えて複製、転載、公衆送信、改変その他の利用をすることはできません。
- 4 利用者が本条の規定に違反して問題が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において当該問題を解決するとともに、当会に何らの不利益、負担又は損害を与えないよう適切な措置を講じなければなりません。
- 5 利用者は、著作物となりうる掲載内容の一部について、当会並びに当会より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権を含みます。）を使用しません。

## 第11条（本サービスの停止等）

- 1 当会は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューターシステムの点検または保守作業を緊急に行う場合
  - (2) コンピューターシステム、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他、当会が停止または中断を必要とした場合
- 2 当会は、本条に基づく措置により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第12条（登録抹消等）

- 1 当会は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知、催告することなく、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用者の登録を抹消、もしくは本サービスの利用契約を解除することができます。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 当会が定める日までに本規約第8条の利用料を支払わない場合
  - (3) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (4) 本規約第3条第4項各号に該当する場合
  - (5) 電子メール、郵便、電話等による連絡がとれない場合
  - (6) その他、当会が本サービスの利用、利用者としての登録、本サービスの利用契約の継続を適当ないと判断した場合
- 2 当会は、本条に基づき当会が行った行為により利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 本条により利用者登録が抹消された場合、または本サービスの利用契約が解除された場合、利用者の支払った利用料は返金されません。
- 4 当会は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除することができます。
  - (1) 本規約に違反したとき。
  - (2) 監督官庁により事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
  - (3) 手形又は小切手が不渡となったとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
  - (4) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立てがあったとき、若しくは私的整理が開始されたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
  - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。ただし、本契約等の履行に重大な影響を与えない軽微なものには除く。
  - (6) 当会からの連絡に対して【60日間】応答がないとき。
  - (7) その他当会が不適当と判断したとき。
- 5 第1項又は第2項の措置により退会した利用者は、退会時に期限の利益を喪失し、直ちに、当会に対し負担する全ての債務を履行します。

## 第13条（退会）

利用者は、当会所定の方法で当会に通知することにより、本サービスを退会し、利用者としての登録を抹消することができます。

## 第14条（本サービスの内容の変更、廃止）

- 1 当会は、当会の都合により、本サービスの内容を変更し、または本サービスの全部または一部を廃止することができます。
- 2 当会の都合によりe-ラーニングを廃止する場合、当会は利用期間中の利用者に事前に通知し、利用料は月額に換算して、残りの契約期間分を返金します。
- 3 当会は、前項の返金を除き、本条に基づき当会が行った措置により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第15条（免責）

- 1 当会は、利用者に対して、以下の各号の事項について、一切の保証をしません。
  - (1) 本サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等
  - (2) 本サービスに中断、中止その他の障害が生じないこと
- 2 当会は、以下の各号の損害について、一切の責任を負いません。
  - (1) 利用者が登録情報の変更を行わなかったことにより利用者に生じた損害
  - (2) 予期しない不正アクセス等の行為により利用者に生じた損害
  - (3) 本サービスの利用に関連して利用者が日本又は外国の法令に触れたことにより利用者に生じた損害
  - (4) 天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、利用者に生じた損害
  - (5) 本サービスの利用に関し、利用者が第三者との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合、利用者に生じた損害
- 3 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段及び交通手段等の環境は全て利用者の費用と責任で備えます。また、本サービスの利用にあたり必要となる通信費用は、全て利用者の負担とします。

## 第16条（個人情報等の取り扱い）

- 1 当会による利用者の個人情報の取り扱いは、当会が定めた「[個人情報保護方針](#)」に基づいて行うものとし、利用者は、これに同意するものとします。
- 2 当会は、利用者が当会に提供した個人情報を含む登録情報等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当会の裁量で、利用、公開することができるものとし、利用者は、これに異議を唱えないものとします。

## 第17条（規約の変更等）

- 1 当会は、利用者の承諾なく、当会の判断により、本規約を変更できるものとします。当会は、本規約を変更した場合には、利用者が当会あてに通知したアドレス宛の電子メールもしくは本サービスにおける掲示、または当会が適当と認めるその他の方法により利用者に通知します。
- 2 当会が変更の通知をした後、利用者が本サービスを利用した場合、または当会の定める期間内に登録抹消の手続をとらなかつた場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

## 第18条（譲渡等の禁止）

利用者は、当会の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位ならびに本規約から生じる権利および義務を第三者に譲渡または担保設定等できません。

## 第19条（連絡、通知）

本サービスに関する問い合わせその他利用者から当会に対する連絡または通知、および当会から利用者に対する連絡または通知は、当会の定める方法で行うものとします。

## 第20条（第三者への委託）

当会は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

## 第21条（事例の公開）

- 1 当会は、利用者から特段の申入れがない限り、本サービスの導入企業として、利用者の企業名を公開することができます。
- 2 利用者は、当会が前項に基づいて利用者の企業名を公開する際に、当該利用者のロゴ、商標等を使用することの許諾をします。

## 第22条（秘密保持）

- 1 利用者及び当会は、本サービスの提供に関して知り得た相手方の秘密情報（本サービスに関するノウハウ、相手方の技術上又は営業上的一切の秘密情報を含みます。）を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者（当会の関連会社及び委託先を含みます。）に開示、提供及び漏洩しません。
- 2 利用者及び当会は、相手方の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却又は廃棄し、以後使用しません。
- 3 当会は、利用者の同意を得て当会の関連会社又は委託先に利用者の秘密情報を開示した場合、当該関連会社及び委託先の当該秘密情報の取扱いについて一切の責任を負いません。
- 4 当会は、本サービスを提供する目的のために、利用者の秘密情報を利用することができます。

## 第23条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当会は、利用者が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、利用者に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
- 4 利用者は、前項により当会が本契約を解除した場合、利用者に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

## 第24条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当会及び利用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
- 2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

## 第25条（準拠法および裁判管轄）

- 1 本規約および本サービスに関する個別規定は、日本法に準拠し解釈されるものとします。
- 2 本規約または本サービスに関し、当会と利用者との間で紛争が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。